

外国人競技者の登録手続規定

社団法人 日本ホッケー協会（以下「日本協会」という。）の登録規定に基づく外国人競技者（以下「外国人」という。）の登録手続は、次の通り行うものとする。

1. 外国人とは、日本国以外の国籍を有するものをいう。
但し、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を終了した者を除く。
2. 外国人は登録に際し、次の書類を所属都道府県ホッケー協会を経て日本協会へ提出して、その審査を受けなければならない。
 - (1) 国籍保有国（以下「母国」という。）協会の競技許可書
 - (2) 入国及び滞在（3箇月以上の期間）を証明する入国審査の写し（ワーキングビザ）
 - (3) 居住する市町村が発行する外国人登録の写し
3. 外国人は、母国代表チーム以外の単独チームと二重登録する事はできない。
4. 年度登録は、4名以内とする。

外国人競技者の大会参加に係る大会実施要項の取扱い

外国人競技者（以下「外国人」という。）の大会参加については、次の通り取扱うものとし、大会実施要項に明記する。

1. 大会に参加するチームは、エントリー選手枠のうち、外国人は4名以内とする。
2. 試合中、フィールド内で常時プレーできる外国人は、3名以内とする。